

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（増田 清君） ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の村嶋 基税務課長が欠席のため、鈴木俊一税務課課長補佐が代理出席する旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位6番。1、経済的困窮者の妊娠中及び出産後の育児支援について。2、ベイスタージ下田の指定管理者と施設の活用について。3、観光政策について。

以上3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） おはようございます。

議長の指名によりまして、政和会の伊藤です。一般質問を行わせていただきます。

最初の質問は、経済的困窮者の妊娠中及び出産後の育児支援についてであります。

昨日の夕刊に千葉県柏市の消防本部に、23歳の女性から助けを求める119番が入った。妊娠41週、激しい陣痛に見舞われていたが、かかりつけの医者はいなかった。救急車到着から2時間20分後、43回目の問い合わせで、受け入れ可能な返事があった茨城県取手市の病院へ運ばれたというニュースが載っていました。その後の出産については、記事では何も触れていませんでしたが、無事に出産が行われ、母子ともに健康であることを祈らずにはいられません。この事件を受けて、柏市消防本部と市と市医師会の話し合いが持たれましたが、具体的な対策は出ず、医師会からは感染症や訴訟のリスクがある中で、健診を受けていない妊婦を受け入れるのは難しいといった意見が出されたという記事は結ばれていました。

幸か不幸か、私は妊娠したことがありません。それでも妊娠中の健診というのは、とても

大事なことだろうということはわかります。しかし、その大事な健診を受けない妊婦さんがかなりいると聞いて驚きました。なぜ健診を受けないのだろう。自分とお腹の中にいる子供の命がかかっているというのに、その理由が経済的な問題にあると聞いて、また驚きました。出産には35万円の保険の給付があることは知っていましたが、健診にそれほど大きな負担のあることは、恥ずかしながら知りませんでした。健診に幾らぐらいのお金がかかるものかと調べると、1回に四、五千円ですが、検査が入ると1回に1万円以上かかることもあり、二、三万円になることもあるそうです。妊娠初期のころは月に1回でも、出産が近くなると週に1回程度になることもあると聞きました。そうすると、やはり大変大きな負担になります。こうした問題こそ、行政がしっかりとサポートをする必要があると思います。

静岡県でも、5回を限度に公費負担で妊婦健康診査を実施することになったと聞きました。そこで最初の質問ですが、下田市ではどのように妊婦健康診査に対応される計画なのかをお尋ねします。

健診は、全部で十四、五回になることもあり、またすべての費用を行政で見るわけではないので、経済的な理由で定期的な健診を受けられない人たちがいると言います。特に配偶者のいない妊婦、配偶者がいてもその給料が低い、あるいは失業している、または経営が悪化している自営業者等である場合には、健診を受けないケースがあると言います。ちなみに、平成20年度の予算書を見ると、下田市では母子家庭が564世帯、父と子だけの父子家庭が21世帯、両親がいない家庭が11世帯あります。

そこで次の質問ですが、経済的な支援を必要とする妊娠、出産に対する相談は、これまでにあったのかどうか。そうした相談に対して、どのような対応をなされてきたのか。現在の支援体制で不十分な面があるとすれば、どのような支援が必要なのか。配偶者のいない妊婦等に対する経済的な支援について質問をしようと考えたときに、一番悩んだのはそうした女性、あるいは相手の男性の生き方についてであります。経済的に困窮したまま妊娠を繰り返す女性がいることも聞きました。妊娠すること、子供を産み育てること、そのことに対する余にも安易な考え方、行動に、経済的な支援をすることが、そうした無責任さを助長することになるのではないかという不安は、今でも持っています。経済的な支援をすることが本質的な問題解決にはつながりませんが、一番考えなければならないことは、生まれてくる子供のことだろうと思います。そして、切り捨てることができない以上、すべてを受け入れて、その中で最善の道を探す以外にはないというのが私の出した結論です。

経済的に困窮した親の中には、育児放棄や子供に対するDVがあると聞いています。今朝

のテレビのニュースでは、幼児虐待で21歳の母親が逮捕されたということを伝えていました。下田市でこうしたニュースを聞きたくはありません。悲劇がこれ以上繰り返されない国であってほしいと思うのは、私ばかりではないと思います。政治の果たす役割もまた、大きいと考えています。妊娠、出産、そして育児に対する経済的支援が、こうした悲劇を防ぐ一助になればとの思いが、不安よりも私の中ではまさっています。経済的な支援とともに、カウンセリングといった支援も欠かせません。この項目での最後の質問は、経済的な支援の必要性をどう考えているのか。同時に、新たに市役所にカウンセラーの配置が必要ではないかということです。

次の質問は、ベ이스テージ下田の指定管理者と施設の活用についてであります。

昨年2月の臨時議会において、下田市外ヶ岡交流拠点施設、通称「ベ이스テージ下田」の指定管理者がアドミニスター下田に決定し、昨年の4月から3年間の指定管理期間で業務を行っています。1年を迎えようとしているこの時期に、現状がどうなっているのか、期待どおりに施設は活用され、所期の目的が達成されつつあるのかどうかお尋ねいたします。

この質問をするに当たり、当時の議事録を読み返してみました。今、振り返ってみても、指定管理の実施を少し急ぎ過ぎた気がします。最初に下田商工会議所、伊豆太陽農業協同組合、下田市漁業協同組合、下田市観光協会が設立する予定の会社に指定管理をやらせることが決定し、その後、法人を立ち上げ、業務内容を作文したという印象が残ります。それでも下田市の情報発信基地として、また道の駅としての機能を十分発揮できる施設活用ができていればよしとするという考えもあるかもしれません。その辺は一体どうなっているのでしょうか。

修学旅行、教育旅行への連携とあっせん手数料はしっかり稼げているのでしょうか。魚市場見学、大型スクリーンの活用は、特産市の開催、スタンプラリーの開催、レンタサイクルの活用はどうなっているのでしょうか。ベ이스テージで自転車は見ますが、利用している観光客は余り見かけないけれども、できているのでしょうか。

最後の質問は、観光政策についてです。

平成18年度に「歴史的まちなみ景観活用計画」を380万円で策定しましたが、その後実施に向けた話を聞きませんが、あの計画、つまり380万円はどうなってしまったのでしょうか、お尋ねします。

下田市役所の観光は、イベントの実施に追われて生み出すものが何も見えてきていません。池谷市長のころから、あるいはそれ以前からいろいろな計画はつくっているけれども、計画

で終わっているケースが多く、実現されていないものが多いように感じております。今朝の伊豆新聞では、河津桜で120万人の誘客があったことを伝えていました。南伊豆町ではみなみのさくらと菜の花祭りで50万人以上の観光客が来ており、東伊豆町はつるし雛で、河津桜とタイアップをして、成功をしております。ひとり下田市だけが取り残されたような状態にあると感じているのは、私だけではないと思います。下田市ではこの状態に対してどのように考え、対策を立てているのかをお尋ねします。

現状を見るに、観光政策の方向が何か違っているように思われますが、どのようにお考えでしょうか。

以上で、私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の、経済的困窮者の妊娠中及び出産後の育児支援ということで、伊藤議員からご質問がありました。大変最近の新聞、ニュース等では、やっぱり医療の問題等という中で、いろいろな角度から情報が入ってくるようになりました。

この妊婦の健康診査という問題は、まさに日本独自のシステムであるというふうに思います。このために日本におきましては周産期死亡率が世界一低いという結果が、しっかりと出ているわけでありまして、いかに妊婦にとりましては、この検査が大事なのかということだと思えます。そのために国の方も、この検査を従来2回というものを5回というような形の通知が出まして、下田市におきましても、この4月から5回という制度に持っていくわけがあります。特に、第1回から5回ぐらいの検査というのは、やっぱり8週間後、それから妊娠してから36週間後、この辺に5回ぐらいはやるわけでありまして、これは公費負担で負担ができるという制度だと思えます。

議員のおっしゃるように、出産するまでは多分14回から15回ぐらいやる必要があるという中で、問題をとらえているわけでありまして、最近よく妊婦が救急で運ばれた場合に、緊急輸送の拒否、搬送拒否というような形、今、議員もおっしゃいましたけれども、何か千葉の方では四十何回も拒否されたというような結果が出ているようでありまして、この飛び込み出産というような形になるのは、特にこの健康診査を受けていないというようなことがあると、病院側もリスクを背負うものですから、大変拒否の一つの理由にもなっているということだろうというふうに思います。

そういう中で、この健康診査というものは大変大事でありまして、全国のいろんな地域で

は、この負担というものを5回以上にも取り組んでいる行政体もあるわけでありまして、東京都の、多分23区の中の8割以上は、もう全部公費負担というような、積極的に妊婦支援ということを出しているところもあるわけでありまして、現実には静岡県は、今年度は全部5回以上というようなところで取り組んでいる結果が出ているようでありまして。

ご質問の中では、特に経済的困窮者という立場での質問でありましたので、幾つかの細かい質問が出てきました。下田市においてはそういう方々の相談だとか、あるいはそれを受けてどのような対応をしているのかということでございますので、これは福祉事務所の方の担当の方から実際に事例があったかどうか、こういうことについてのご報告は申し上げさせていただきますというふうに思います。

2つ目のベ이스テージ下田の問題でございますけれども、これも幾つかご質問がありました。実際に指定管理者制度になってからどのような結果になっているのか、あんまり姿も見えないのじゃなかるうか、こういうご質問だろうと思いますが、これは観光交流の方でいろんな細かいデータを持っておりますので、その辺の数字を報告しながら、現状報告の答弁をさせていただきますというふうに思います。

観光政策の中で、18年度に「歴史的なまちなみ景観計画」というのをつくらせていただきましたが、その後実施に向けた話は聞きませんというような形なんです。現実、下田市の「歴史的まちなみ景観計画」、これは、今後下田が行う歴史的まちなみ景観を生かしたまちづくりの推進ということで、基本方針の整理、あるいは推進方策というものを取りまとめたものでございまして、実施計画の内容までは踏み込んでいない報告書を依頼したものでございます。現在、下田市の場合は、景観行政団体になるということを前提とした報告書の内容になっておりましたので、19年度から下田市もこの景観行政団体になりまして、今、実施計画等を作成中ですが、この報告書の内容は、そういうことを前提としてとらえられた報告書でありますので、この中にも、市民とかいろんな方々を巻き込んだ自発的なまちづくりの動きをなさよという提案もありました。現実この指摘を受けまして、今、下田市の方はまちなか連携会議というものをつくりまして、現在情報交換というようなことを行っているわけでありまして。これが実施ができるようになるのは、この景観条例ができて、それに沿ったまちづくりを進めていくわけでありまして、やはりこういう問題につきましては、費用的な問題、あるいは市民の動きと少し時間がかかるというふうには私も考えておりますので、この計画書が計画倒れにならないようなしっかりした実施をしていくとい

うふうに考えております。

それから、河津桜とか、みなみのさくら、雛のつるし飾り等、大変にぎわった時期でありますので、どうしてもこういう情報が、今、たくさん入ってきます。そうすると、下田がちょっと寂しいのじゃないかという思いは持たれるかもしれませんが、しかしながら、下田におきましても何十万人というお客が訪れる海水浴の時期には、これだけすばらしい海水浴場を持った下田に対して、いいな、あんなにお客さんが来てというような思いを持っている方々も周りにはいらっしゃるわけでありますから、こういう観光の特色のある地域でありますから、それぞれが求めるものは若干違ってくるというふうに思います。

下田市が求めている観光政策が、違った方向じゃないのかということにつきましては、私はそうは思いません。今、下田が求めているものには、下田にしかないものをやっぴり前面に出して、売っていく観光政策というようなことでございます。それは海洋浴の郷であり、またイベントとすれば黒船祭というものがあるわけであります。夏の太鼓祭りもあります。こういう中で、その時期だけにお客様を呼べるイベント的なものじゃなくて、通年を通してお客様が下田に来ていただく観光政策、これが大事だろうというふうに思います。忙しいときだけ忙しくて、あとはお客さんが来ないという観光じゃなくて、通年を通してお客さんが魅力を感じて来ていただくようなまちづくり、これが観光政策の、私は下田にとって一番の基本というような考え方で今後は進めていきたいと、こんなふうに考えています。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 経済的困窮者の妊娠中及び出産後の育児支援ということで、伊藤議員さんの質問の中で、経済的な支援を必要とする妊娠とか出産に対する相談は、これまでにあったかということですが、出産にかかわります生活困窮者と見られる世帯からの相談は、今までほとんどなかったんですが、今年度に入りまして1件ほどございました。そうした相談に対してどのように対応してきたのかとか、現在の支援体制の不十分な面があれば、どのような支援が必要かということですが、このようなケースに対しては、各関係部署と連携いたしまして、県の社会福祉協議会の方で社会福祉資金貸付制度というのをやっております。それから、児童福祉法の絡みで助産所への入所、それから生活保護についての制度などを説明して対応しております。それから、精神的な面という形では、保健師さんとか民生児童委員さん等を交えまして、面談したりして対応しております。

出産後の支援としては、先ほど伊藤議員さんも言われましたけれども、出産育児一時金の35万円ですか、これは国保の場合35万なのでありますが、その支給とか乳幼児医療、それか

ら児童手当、それから母子家庭ですと児童扶養手当への制度の活用や、また保健師による自宅訪問等によって世帯の精神的なとか経済的な不安の解消を図っております。また、子供を万が一養育できないという場合には、母子生活支援施設とか養護施設に入所できる制度もありますので、そちらの方のご利用も一緒に検討させてもらっております。

経済的な支援の必要性はどう考えるかということですが、先ほど伊藤議員さんも言っていましたけれども、男性、女性にも問題がある場合があるしとか、経済支援をすることによって無責任さを助長させるようになるのではないかという不安があるということですが、ただ生まれてくる子供のためにも経済的な支援の必要性はわかるのですけれども、今の制度の中ですと、先ほど申したとおり、県の社会福祉協議会での生活福祉資金貸付制度や国民の最低生活を保障する最後のとりでであります生活保護などを活用していければと思っております。ただ、生活保護制度が利用できない場合の生活困窮者については、その都度医療機関等に連絡しまして調整を図って相談を受けております。

伊藤議員も心配しております経済的に必要性による処理困難なケースについては、関係各部署と連携しまして問題解決に取り組んでおります。そのため、特にカウンセラーの配置については、現在のところ考えてはおりません。しかし、今後このようなケースが増えてきた場合、経済的な支援も含めて、また検討していかなければならないのじゃないかなということとは思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ベイステージの関係でございますけれども、まず1点目、現状はどうかと、所期の目的が達成されつつあるのかというお尋ねでございますけれども、アドミニスター下田に管理を委託して、懸案でありました年中無休といいますが、定休日をつくらない、非常にお客さんの中から迷惑というか、行ってもやっていないというような、火曜日休業というような、全館休業というような状態がございましたけれども、これを解消できまして、現在不定休というようなやり方、掃除のときとか点検のときとかは休みますけれども、年中無休というような形で、ベイステージが運営できるようになりまして、これは非常によかったと思っております。最初の出だしのところで、この目的が一番大きな目的でしたので、私たちも入って、店舗の皆さんとも話し合いながら年中無休ということでやらせていただいております。

それから、情報発信基地というようなことでいろいろご質問ございましたけれども、修学

旅行、教育旅行等の関係ですけれども、この辺、昨日も市長の答弁の中に、宿泊が伸びているというような話もありましたけれども、この修学旅行、教育旅行も、非常にその一部とっております。宿泊の伸びている一部ということで、なかなか頑張っているというふうに思っております。

あと、大きなあれは、自転車があるけれども、なかなか見かけないと、置いてあるということで、自転車の関係ですけれども、レンタサイクルですけれども、これもTMOの方から委託されまして、観光協会が運営しているものでございますけれども、4年目になりますけれども、最初は16年、途中からでしたので、数字がちょっと違いますけれども、17年度からは年間通してやっております。17年度が399台貸し出しの台数です。18年度が420台、19年度、まだこれは2月までの数字ですけれども、もう425台ということで、去年を上回っておりますので、また伸びるものと思っております。この辺で、レンタサイクルの方も見かけないということですが、活用されているということでもよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず経済的困窮者の、今年度に初めて相談があったということなんです、私の認識しているその実態と当局側の問題意識というのが、少しずれているような印象を持つのですが、貸付金というのは返す能力のある人には大変役に立つものだと思うのですね、一時的に資金が足りないと。しかし、基本的に返す金そのものがない人にとって、貸付金というのはそう役に立たないというか、新たな借金については、余り役に立たない。そしてまた借金、要は健康診断を、借金をしてまでやらなければいけないという意識そのものを持っておられない方が大勢いると、だから健診を受けない方がかなりいるんじゃないかということですから、その辺が、まず健診を受けない方がおられるということについて、そういう認識があるのかどうか。いるとすればその制度を知らないからなっているのだと、要するに貸し付けるよと言えば、それは貸し付けによって解決していくような問題なのかどうか、少し違う。

それから、生活保護についても、十分ではないけれども、生活していくだけのお金はあるのだけれども、健診に回すだけの十分な収入がないという状態もあるわけですね。また、生活保護を受けますと車を持つことができなくなるというようなケースもありまして、生活保護を受けられない、あるいは受けたくないという状態の中で、やはり健診を受けないまま出産を迎えると、こういうような事実もまたあるのではないかと思うのですが、その辺はどの

ように考えておられるのかなと。現実には全部の健診について、全員について、その支援をできれば一番いいのですが、なかなか財政上難しいだろうと。どこまでが経済的困窮者かという判断は難しい面はあるのだけれども、健診、すべての妊婦さんが健診を受けられるような状態に持っていくという方向性が必要なんじゃないかなと。現在市の方としては、県の方と相談をしながら、貸付金制度もあるし、保健師さんとの相談で対応していますよということで、それは大変結構なことであるんだけど、しかし下田の場合には、健診を受けていない人がいないと、全員健診を受けていますよと、問題ありませんよということであれば、それはそれで結構なお話なんだけれども、現実にはその健診を受けない方もおられるんじゃないのかなと思っておるのですが、そういう方はおられないのかどうなのかお尋ねします。

ベ이스テージの方は、レンタルサイクルが伸びていますよと、それから年中無休になったというお話だったのですけれども、すべての店舗において年中無休になったのかどうかをお尋ねいたします。

それから修学旅行、教育旅行が、宿泊の伸びている一助を担っているというようなお話なんです、それはそうなのかもしれませんが、私が尋ねるのは、アドミニスター下田がベ이스テージの指定管理者になったときに、業務の一つとして修学旅行、あるいは教育旅行、これのあっせんをやって、あっせん手数料を稼ぎますよと、アドミニスター下田の事業収入になりますよという、たしかそういう事業計画があったよと。そこでアドミニスター下田は、しっかりそのあっせん手数料を稼いでいるのかどうかということをお尋ねしているのです。

サイクルの方は下田市観光協会がやっているよというお話だったのですけれども、もし私の記憶違いであれば、間違いなんだろうが、アドミニスター下田の事業計画の中にも、たしかこの自転車の、サイクリングのあれが入っていたと思うのですが、要はそのアドミニスター下田がどうなのかということを知っているわけで、私は当局の要望で、先月の27日に、質問主旨書ということで、この原稿をお渡ししているのですよ。半月前にお渡ししている意味が、ほとんどないような感じを受ける。読んでもらえばわかるように、アドミニスター下田の事業というものについて私は質問をしているのでありますから、その点についてしっかりと答弁をしていただかないと、半月前に渡した私の原稿は意味をなさなくなってしまうわけでありす。

それから、市長にご答弁いただきましたまちづくり推進の方策を取りまとめたものだというので、それはそれで結構なお話なんですけれども、実際には市長がおっしゃられていた

ように市民の動き、全体としての市の盛り上がりというこういったものの中で、やはりその実際の実施計画というものができてくるのだよというお話でしたが、全くそのとおりだと思うのですが、結局、この「まちづくりの景観活用計画」というのは、こういうのも実施計画じゃないのだそうですけれども、最初にこういうものがぽんとあって、そこのお金をつぎ込むというのが先行してしまう。だから市役所庁内での煮詰め、あるいは市民団体との煮詰めというのですかね、盛り上がり、こういったものに対する、最初の土壌づくりということの後には本来ならば、やはり大切な市民の税金を使うということが来るのじゃないだろうか。最初にお金が使われているということが、少し違和感を感じるものであります。

観光地というのは、どうしても季節によって夏型観光地とか冬型観光地とかありますが、通年を通してお客さんが来られれば、それはもう本当に大変結構なお話で、それを指すというのも一つの方向であろうと思います。ただ、市民の実感として見れば、本当に車30分ぐらいのところには120万人が1カ月の間に来ている。そのお客さんを、やっぱり下田に呼び込みたいというのは、率直な市民の願望であり、願いであろうと。それは無視をしているわけではないのだろうが、年間を通して呼ぶから、下田にはやはり黒船祭りがある、それから海洋浴の郷づくりがあるからということでは済まない、それはそれで結構です。それをやるなという意味ではないんですが、現実にはやっぱり隣の町に120万人が来ておる。また、どこかの別の町には50万人が来ている。桜の見学というのは、恐らく所要時間は1時間ぐらいがいいところで、2時間、3時間、桜を見ている人はそう多くいないのだろうと思うのですね。それで120万の河津桜とタイアップして、稲取、東伊豆町ではつるし雛をやった。恐らくつるし雛も単独でやったらそう大きな、たくさんの観光客は呼べないだろうけれども、河津桜とタイアップすることによってたくさんの観光客が来ていると。天城の山の向うでは、やはり河津桜まつりとイチゴ狩りというような形で誘客をやっている。実は桜まつりというのは、単独でかなりのお客を呼ぶんだけど、それだけで帰るというケースは少ない。つまり桜見物というのは、やっぱり2時間も3時間も歩けるものじゃない、やっぱり1時間ぐらいのところの中で、見物そのものは終わってしまう。そうしますと、そこでもう一つ下田で、何か売り出すものがあれば、かなりのお客さんはやはり下田まで足を伸ばすことは、十分距離的な位置関係からいっても可能じゃないか。そこはやっぱり一つ知恵を絞る必要があるのじゃないかと思うのですが、その点いかがなのをお尋ねいたします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 伊藤議員のおっしゃっているのは、いわゆるこの時期、大変多くのお

お客様が河津桜、あるいはみなみのさくらを見に来る。たまたま東伊豆町の場合は雛のつるし飾り、従来から始まったものがうまく時期的にタイアップできて期間も延長して、それが相乗効果をしているという問題があります。問題は、河津桜に来ているお客様の内容というものをやっぱり我々もう少し調査をして、実際によく言われたのは、安いバスツアーということで、一つが河津桜まで桜を見に来て帰るわけですね。その途中のいろんなものを組み合わせていくというようなスタイルが大変、去年までははやっていましたね。ただ、いろんな法律上の問題で、長距離までなかなかそういう安いバスができなくなる。当然添乗員の問題、運転手の問題、こういうことがあって、少しバスの流れは若干変わってきているのかなというふうに思いますが、数年前に、やはり下田もこういうなんか、来てくれるお客様を下田まで呼び込むには何がいいのかなってということで、いろいろ考えた経過がありましたね。

それで、ベースステージのところを使って、少し宣伝もして、それから地元のおすしを食べさせるツアーなり何なりということで、旅行者に投げかけて、おすし屋さんにも協力してもらってやった経過がありましたね、すぐその計画がつぶれてしまいましたけれども。でも、努力はいろいろやって、やられたおすし屋さんも2軒ばかり協力してくれて、お昼のツアーをとったんですが、結局バスで来るお客さんというのは、大変渋滞とかいろいろなものに巻き込まれて、時間が全くおすしを用意する時間と合わないという結果が出てしまっていて、いろんな問題があって、そうするとせっかくたくさんの方から、団体ですから、ネタをつくっておく、すし御飯もつくっておくという中で、大変その辺の時間的なずれの矛盾点が出てきて、やっぱり職人さんとすれば、おいしいおすしを食べさせてあげたいものが、御飯も固くなっている、ネタも問題があるとかということで、1年でそれはなかなかできなかったというような、いろいろな努力はさせていただいた経過があります。

ですから、今後、この下田へそのお客様を呼び込むというのが、どういうもので呼び込めるかというものを新たにつくらなければならないですね。つるし雛が、たまたまああいう形で、何年かやられたものが、ちょうど相乗効果が出てきた。だけど、先般町なかに行ったら、やっぱり河津桜のおかげで、食べ物屋さんはある程度お客さんは流れてきているよというお話を聞きました。ですからそういうような相乗効果は、若干は出ているのですけれども、その食べ物を食べたいためにわざわざ下田まで足を運ぶというものをつくらなければ、ただ食べる場所がないから下田へ来るというのじゃなくて、河津の桜を見て下田のなんか、こういうおいしいものを食べようというような、そういうものに持っていきのが一番手っ取り早いのかなということで、今後はまた料理人組合の方々ともそんな話を、ぜひご提案ですから

詰めていきたいというふうに考えています。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 先ほど申しあげました生活貸付金制度では払えないのじゃないかということなんですけれども、今現在ですとこの制度でやらざるを得ないし、先ほど経済的困窮者の方たちの必要性というのはわかるのですけれども、この社会福祉協議会、今ですとこの制度か、あとは県の関係の科目の、センターさんの方との相談なんかでも、助産施設とかそういう母子家庭の生活支援施設、そういうところへという方法も、また1つはあると思うのですが、ただ今現在ですとそういう中で、健康診断の件を下田市内で受けていない人がいるんじゃないかということなんですけれども、申しわけありませんが、ここに資料を今日持ってきておりませんものですから、その辺のところはご容赦願いたいのですけれども。

生活保護の方の関係ですと、確かに車は今の制度ですと持てないんですけれども、例えば生活保護、ぎりぎりでなるかならないかの基準のところの方については、その都度福祉の方で相談に乗りまして、一番いい方法を一緒に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ベイステージの関係でございますが、すべての店舗で年中無休なのかというご質問ですけれども、残念ながら1店舗、まだ話し合いをしている最中でございます。ほかは全部年中無休になったわけですけれども、1店舗だけ今交渉中という店舗がございます。

確かにご質問はいただいております。それでアドミニスターの、まず修学旅行・教育旅行の連携とあっせん手数料ということでございますけれども、残念ながら今アドミニスターでは、まだ手数料を取ってあっせんする事業ができない、法的にできない状況でございます。それで教育旅行の方は協議会の方であっせんしてしまして、各地区の観光協会なり民宿組合の方に手数料が入る仕組みに、現状はなっております。

計画した事業がどういうふうになっているのかということでございますけれども、一点宝くじの販売が計画どおり始めております。そのほか、まだ3年のうちの1年ですので、なかなか達成されないものもありますけれども、今後3年間のうちに達成していきたいということで、そういう考えでございます。

以上です。

〔「資料がないからということでは困るんで」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） はい、わかりました。答弁いいですか。

〔「答弁は後で」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） はい。

それでは、暫時休憩します。

午前 10 時 47 分休憩

午前 11 時 1 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、伊藤英雄君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） 健康増進課の方で妊婦健診をやっておりますので、少し説明したいと思います。

まず、妊婦が妊娠いたしますと、産婦人科の方に妊婦が出かけまして妊娠届書というのをいただきます。それを持ってうちの健康増進課の方に来て、第2月曜日と第4月曜日が母子手帳を交付する日になっております。その母子手帳の中に、今言った2枚の健診票があるわけですが、今度平成20年度からはそれが5枚になるということで、健診が5回受けられるという話になります。

それで、先ほど14回という話が出ていますけれども、平成19年1月16日の日に、厚生労働省の方から「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方」という文書が出ていまして、これは、少子化対策の一環として妊娠中の健診費用の負担の軽減が求められていると。妊娠・出産に係る経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、妊婦健康診査について自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されていますということでございます。

それで、妊婦が受けるべき健康診査の回数については、「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」ということで、平成8年11月20日の日に、934号で妊娠初期より妊娠23週までは4週間に1回、それから妊娠24週から妊娠35週が2週間に1回、妊娠36週以降分娩までが1回ということで、これを全部やりますと14回という数字になるそうです。

5回の根拠なんですけど、公費負担が困難な場合、健康な妊娠・出産を迎える上で、最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容については、少なくとも5回やればいいよという話でござ

ざいまして、まず時期としては妊娠 8 週前後に 1 回、妊娠20週前後に 2 回目、妊娠24週前後に 3 回目、30週前後に 4 回目、妊娠36週前後に 5 回ということで、最低限 5 回やればいいというような文書が来ています。

それで、先ほどの質問でございますけれども、平成18年度出生数が137名ありまして、11 週未満で母子手帳をもらいに来られた方が134、12から19週目及び20から27週目ということで3件、28週目から出産までが2件で、出産後に取りに来た方はございません。ですので、全部母子手帳をもらってやっているという話でございます。そういうことで、今のところまだないという話でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 3 番。

3 番（伊藤英雄君） 今日までのやっぱり一般質問の中でも、なかなか議論がかみ合っていないようなケースも見受けられたのですが、議員が一般質問をするのは、現状はある程度把握してほとんど質問していると思いますよ。全く知らないまま、現状を知りたいから質問しているのじゃなくて、現状に何か問題点があると議員は考えているわけですよ。だから質問をするわけです。つまり、現状を何とかしなければいかんのかなという思いが、やっぱり質問させているわけだから、そのことについて、現在こうなっていますという答弁では、回答になってこないわけですよ。そこを変えたい、変えなければいかんのかなという思いが、その質問をさせているわけで、現実にはこの貸付金制度しかありませんよと、それだけじゃだめじゃないのかという思いの質問だからね、そこをやっぱり踏まえて回答してくれないと。何のために通告文を出すのかといたら、ここに問題はあるのじゃないのかと、ここ変えなければいけない事柄があるんじゃないのかということをしかりと踏まえてほしいよと。その意味でいえば、貸付金じゃなくて、本当は全額、全部公費でやってもらいたいよということだし、実際の中では、かかっているもやっぱり負担は大きいという声はあるわけですよ。それから、相談制度がありますよと言ったときに、相談のときに、相談する人は全くないよとか、相談されたけれども、全部、すべて満足のいく答えを出しているわけじゃないのじゃないかと思うのですよね。やっぱりまだまだ改良の余地はたくさんあるのじゃないかと。そのところの実態が本当は知りたいわけで、相談受けて全部解決して、ああよかったですよと言って、皆さん喜んで帰られているのかどうか知らないのだけれども、そこはやっぱり問題があるのなら問題がありますと、今後解決に向かっていかなければならんよと、こういうふうな答弁でなければ困るわけですよ。

アドミニスター下田に至っては、質問したのに、2回目の再質問で、実際には休業している店舗がありますよと。それじゃ何だと、何のための通告だと。宝くじの販売はできているけれども、ほかはできていないって、それは何のために僕は通告したのかよくわけがわからない。宝くじの販売も、宣伝が不十分だと思いますよ、正直言って。去年の2月で言ったのだけれども、アドミニスターには専任の役員も、専門にやっている職員もいないわけですよ。それじゃ普通常識的に言えば十分な活動ができるはずないと思うのだよね。

議長（増田 清君） 3分前です。

3番（伊藤英雄君） だからアドミニスター下田の現状については、問題点がたくさんあるはずなんです。実際あると思って、その認識をしていると思いますよ、当のアドミニスターだって。この指定管理者を受けただけでも、専門に取り組む役員も職員もいないんだからおかしいと、常識的にはおかしい。だから、取り組みについても、もっと改善する余地はたくさんあるはずなんだと。それ全部、議員が改善点を指摘しなければ、そこは口ぬぐったまま、「現状、滞りなく行っていますよ」というような話じゃ困ってしまうわけだよ。突っ込んだらね、やっぱりほとんどできていないし、収入はほとんどないというしさ、やっぱりそこはちゃんと、問題点は今こうあるんだと、改善に向けてこういうふうな取り組みをする必要は感じていますとか、こういう取り組みをやっていきますとか、こういう議論をやっていかなければよくなっていかないわけですよ。そこをぜひお願いしたいですよ。

河津桜についても、やっぱり河津桜のシーズン、下田の宿泊者は増えていると思いますよ。河津桜があれだけのお客を呼ぶ以前に比べればね。下田の町なかを歩いている観光客も、やっぱり僕、見ていると、河津桜のシーズンにお客さん、確かに増えているわけですよ。それをもっと増やしてほしいと思うから、こうやって一般質問の形でやっているわけだから、その取り組みのあれを、姿勢を見せてほしいわけですよ、当局に対しても。実際に増えているわけだもの、河津桜。この後風の花祭りとか何とかというやつを下田で、何とかなんて言ったら、議員としては怒られてしまうかしれないけれども、風の花祭りとか何か、4月くらいになってやっているわけでね、それを河津桜にぶつけるのも一つの案かもしれないのでね。

議長（増田 清君） 1分前です。

3番（伊藤英雄君） これはぜひ一般質問を出す議員の心というか思いを受けとめて、やはり答弁をしてほしいということだと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 伊藤議員の最後の、当局に対する注意といたしますか、意見、要望に

については真摯に受けとめ、今後十分に内部で検討していきたいと思っております。

それから、もう一点、今の意見に対しての補足といいますか、フォローじゃないんですけども、例の18年度の380万円のまちなみ景観形成の調査委託の報告書でございまして、これは議員の方にも前に配付させていただいたと思いますけれども、こういうものがね。それから、同時に並行して民間の町遺産連携会議が国交省の補助を受けまして、調査を行いました。これもこういうものがございます。これらの調査が、大変国交省で評価をいただきまして、たまたま明日と明後日になりますけれども、中部地勢の調査官、それから担当課長、それから県の担当部局の室長ほか幹部の職員が同行して、下田市の現地調査に入ります。朝、議会前ですが、私も市長もその調査官等々とお話をいたしまして、今後どういう形で実施に向けていくかということの話し合いを行います。そういうことで、この調査の結果を踏まえて、1歩、2歩、実現に向けての動きがあるということだけを報告をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時21分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位7番。1、市内各地域代表者ネットワーク会議設立について。2、旧町内の美的景観について。3、下田市内各小学校のAED設置について。4、下田高校定時制への補助金について。5、国際カジキ釣り大会について。

以上5件について、6番 岸山久志君。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 清正会の岸山久志です。通告に従い、順次質問させていただきます。

去年、私初めての体験でしたが、選挙で市内のいろいろな地区を回り、そしていろいろな方々との出会いがありました。その中で、地元のこと、下田のことを一生懸命考えている若者たちがいることを知りました。そして、その若者たちの声をどのように取り上げ、反映できるかを考えました。そこで地域ネットワーク会議を立ち上げることについて質問いたします。

この若者たちは、自分の考えを、そして自分の思いをぶつけたくっても、そのような場がなかったり、またあったとしても出席できる時間がなかったり、出席しても結局取り上げてくれないなどと最初からあきらめたりと、人それぞれいろんな理由を持っているようです。それらの垣根を少しでも取り払い、出席しやすい状況をつくり提供する、そしてその会議へ参加年代ではありますが、20代から40代までと限らせていただきます。この年代以外にも、いろいろ若者以上の情熱を持って下田のまちづくりなどを考えている方が大勢いるのは重々知っておりますが、今回はその方々はアドバイザー的な立場になっていただき、あえて20代から40代に限らせていただきます。

この会議としては、まず各地域の横のつながりから始まり、そして10年後、20年後の下田のあるべき姿を考え、そしてまた彼らから次の世代へとつながる下田の町を、町の姿を考えて、そして提言していく、このような会議の設立をぜひ考えていただきたいと思います。

今の下田は、若者が帰ってきたいと思ってもなかなか働くところもなく、仕方なく東京で働いているという方も大勢いると聞きます。こういった若者が地元へ帰ってくるためにも、市内の活性化が大変重要であり、リターンにもつながると思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

また、このような若者たちのために、この会議が一日も早く設立され、機能していけば、このような問題も必ずや解決でき、下田の未来の明るい光が見えてくると思います。また、当局の横からのサポートもこの会議の存続のためには非常に大切です。上からの押しつけられた会議でなく、枠にはまらない若者の自由な発想から下田の未来が生まれてくる、こんな会議が今の下田には必要なのです。地域ネットワーク会議の設立について、当局のお考えをお聞きします。

今年も1カ月にわたった河津桜のイベントも終わりました。毎日のようにマスコミに取り上げられ、相変わらずのにぎわいのようでした。河津町は例年並み来客数ですが、今日の新聞ですと約1%の増、120万人の来客、南伊豆は少し離れているせいか、またガソリンの高騰の影響か、二、三十%の減少とされています。しかし、この1カ月間で2町に約百五、六十万人の観光客が来、そのにぎわいがあったことは事実であります。

さて、下田はというと多少影響があったかもしれませんが、残念ながらふだんの月とほぼ同じような状況であり、聞えてくる市民の皆さんの声は、何とかしての声ばかりであります。

このように苦しい日々ではありますが、明るい話題も少しずつ芽生え育ち始めています。下田市の望みであったサクラソウです。町の一軒一軒の軒先に花を飾り、1年中花で埋もれた

下田の町をとの運動が、徐々にではありますが、観光客に知れ始め、ハンギング・バスケット通りを中心に、大横町の手湯・足湯通りとともに、旧町内の1つの新しい観光スポットとなりつつあります。また、宝福寺においては、文久3年1月に、坂本龍馬の脱藩の罪を計らうため、勝海舟と山内容堂が謁見したという史実がわかり、この謁見で龍馬は赦免され、以後の活躍が始まったわけです。また、このとき坂本龍馬も下田の地にいたのではないかとされており、この歴史を全国の龍馬ファンにアピールし、誘客にも続けようと宝福寺の竹岡住職さんを中心に頑張っているらしいです。

このように、下田を元気にと、市民の皆さん頑張っている中、2カ所ばかり気になる点がありますので、お尋ねします。

最初は、市民の皆さんの散策ルートの1つでもあります稲野沢川河口の武ガ浜側の物揚げ岸壁にある放置車両です。漁協側の岸壁を入れると、タイヤがパンクしているなどで明らかに放置と思える車両が16台あります。このうちの1台はナンバープレートがなく、残りの15台のうち12台が沼津ナンバーがついております。この場所は、先ほども申し上げたように市民の散策の道であり、また黒船祭やあじさい祭りの際は駐車場の隣とか市民や観光客の目にもとまります。このような場所における放置車両の対応策について当局の見解をお伺いします。

もう一点は、前回の一般質問でも申し上げましたが、ペリーロード沿いの平滑川についてです。今後、下田港横枕線の道路改修工事で、了仙寺あたりから上流がボックスカルバートになる予定ですが、この改修工事によって、四丁目付近の大雨時における冠水は解決できるのでしょうか。また、この工事によって、平滑川における美化の一環にはつながるでしょうか、お伺いいたします。

ペリーロードは、黒船祭においてはメインストリートの一つであり、多くの観光客の目にも触れます。しかし、川はよどみ、悪臭を放ち、住民はもとより観光客に対しても好印象どころか悪い印象を与えかねないと思われ、現状のコンクリートの底を見直し、川底が復元できたなら、確実に川の浄化作用がよくなります。それによって、川からの悪臭も改善されることになるでしょう。歴史ある花いっぱいの下田の町、下田のためにも、川底の復元について当局の見解をお聞きいたします。

次に、学校関係のことで質問します。

20年度予算で学校へのA E D（自動体外式除細動器）の設置が予算化されまして、一安心しましたが、なぜか中学校4校分だけで、小学校は見送られたようです。多分金額面で予算

と折り合わなかったのでしょうか。小学校は7校です。1台が約30万、計210万円という金額が問題だったのでしょうか。切るところは切って、そして教育と観光に厚くということも可能と考えます。しかし、中学校にあって小学校にないというのは、いかがなものでしょうか。現在、幼稚園から高校までの全国AEDの普及は40%に達すると言われていています。内訳は小学校で35.4%、中学校で58.2%、高校で91.1%、年々急増しているそうです。また、AEDを設置した小学校では、大体4年生以上の生徒にはありますが、AEDの取り扱いを説明しながら救命処置や心停止の話、そして命の大切さの教育も行われていると聞きます。小・中学校は災害時には避難場所にもなります。私は避難場所にもなり得る学校には設置すべきと考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか。

今、日本では病院外の心停止が二、三万件あるのではと推定されております。災害時には、この心停止を起こす確率も高くなると言われています。このようなことを踏まえ、小学校へのAED設置についてはどのように考えているかお尋ねいたします。

次に、20年度より下田高校になりますが、下田高校定時制の補助金についてお尋ねします。

この補助金は、下田南高校定時制振興会へと平成11年度まで下田市より出していたものです。最高額は10万円で、最後の平成11年度の際は7万2,000円でありました。補助金は生徒たちの部活の遠征費、学校行事の参加等の費用に充てております。平成12年度より補助金がなくなったため、振興会が寄附を募り、その分を充当してきました。しかし、最近の不況で寄附集めも大変難しくなり、とても苦勞しているそうです。定時制の生徒たちも下田に残り、下田の人口減少への歯どめにも少なからず貢献しています。また、彼らは社会人としての労働、高校生としての勉学、そして部活動と一生懸命頑張っている生徒たちです。ぜひとも補助金の復活をお願いいたしたく、当局の考えをお尋ねいたします。

次に、国際カジキ釣り大会についてお聞きします。

今年30回という節目の年を迎え、カジキ釣り大会が7月19日より22日まで開催されます。先日の商工会議所が昨年のカジキ釣り大会、またビルフッシャーヨット大会における経済効果がどの程度か試算したそうです。それによると、大会経費やさまざまな方面で使う金額が約6,000万円、この金額の2.5倍が経済波及効果といわれるそうです。その金額1億5,000万円、1億5,000万の金額の経済波及効果を下田にもたらしているという結果が出ました。さらに、年々盛会となっているカジキ釣り大会は、今年30回ということで、より盛大にとサポート委員会のみみんなも張り切っています。市のほうにも20年度予算もつけていただいたようです。当局のさらなる人的なサポート、申請書類などの手続き業務など、協力態勢はいかが

なものでしょうか、お聞きします。

下田がもっともっと元気で、笑顔で、働き暮らせる町になることを望んで、一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の地域ネットワーク会議の設立ということで、ご提案というような形になりました。現実、確かに下田にいる若い方でも、いろいろなアイデアを持っていて、たまに私のところにも来られます、要するに市長室へ来られるのですね。それで自分がこういうことを考えているということで、ご提案をいただいたりなんかすることがあります。まだほんの一握りの方なんですけど、大変アイデアとすれば、我々の発想と違って結構おもしろい発想があるのですね。ただ、その反面、現実的に大変難しい問題の提案ということです。いろんな法的な問題をクリアしなければならない、それから費用的な問題ということなんですけど、でもそういう思いを持っていらっしゃる方々がたくさん出てくれば、また次の代につながる、いいまちづくりができるという思いでお話はよく聞かせていただきます。ただ、反面、先ほど申し上げましたように、いろんな理由で現実的に実現できないというような思いがあります。

ただ、これからの下田にとりましては、やはり人材育成ということが大変大きな問題でありまして、なかなか元気が出てこないというふうに使われていますので、そういう方々のアイデアを生かしてまちづくりをするというのも行政の責任であろうかというふうに使われていますので、議員がおっしゃるような形ですぐできるかどうかはわかりません。それは先ほど言われたように自由な発想で言われるのはいいんですが、やっぱり1つは、まず目的がどこにあるかというようなことでの会議という、ネットワークということになるかと思えます。本当、やはり目的は自分たちの住む下田を何とか元気にしたいよという目的であれば、まずそのアイデアをいただくというような形なんだろうけれども、その代表になられる方々がどういう基準で選ばいいのかという問題もあろうかというように思えます。年齢層で、特に20代から40代というご提案でありますけど、その辺の人たちの発想は大事でありますので、これはちょっと前向きには考えていきたいというように思いますが、議員がおっしゃるのは地区代表というようなこともちょっとおっしゃっていましたが、その地区の代表というのはどういう基準で地区の代表にするのかという問題もあろうかと思えます。その方の発想が本当に地区の思いなのかということは何とも言えない部分がありますので、そう

いうアイデアを持っていらっしゃる方々の意見を聞く、アイデアを聞くという会議であれば、簡単にはできるんでしょうけれども、ただ言い放していいものかということもありますので、ちょっと担当部局とこれは若い人の意見を聞くという目的での会の設立みたいなものは、ちょっと考えておく必要があるのかなというように、今のところ考えております。

Uターンへもつながってくるのではないかなというようなことでございますけれども、確かに下田で育った方々には、下田に対する愛着というのがあるわけでありますから、ぜひこの地元に戻ってきていただきたいという思いは、これは議員も私も同じ考えであります。その反面、働く場所がないというのが、現実的な問題がはね返ってくるわけであります。そういう中で、この地域の場合ですと、地理的なハンデということが企業誘致になかなか結びつかないということは、新たな雇用の場をつくり出すということが大変今難しい状況の中であります。ですから、既存の企業なり、ご商売をやっていらっしゃる方が少しでも雇用数を増やすということになれば、これはもう観光で生きているところですから、観光客がたくさん来ることによって、当然人出の確保ということで雇用の場が出てくるというようなことで、やはり観光政策というのが大変大事なのかなというふうに思います。

市内の活性化ということについては、私自身は余り行政が指導しては成功はしないということを考えています。ですから、行政をうまく利用していくというような考え方を市民の方々には持っていただきたい、また観光関係団体、あるいは商店の皆さん方に、議論して、こういう提案をしたいよと、そのために民間でできないことを行政に助けてくれと、こういうような形で行かないと、成功には結びつかないというふうに考えている部分もありますので、そんなことを考えながら、十分な素材を持っているこの下田でございますので、ぜひそういう取り組みが、またUターンにつながっていくのではなからうかということ踏まえて、努力をしていきたいというふうに思います。

町内の美的景観についてということで、まず稲野沢川の河口物揚げ岸壁、武ガ浜というふうなことで、ちょっと昨日も議会が終わってから現場を確認に行ってきました。確かに散歩している方がいらっしゃいました。ちょうど河津桜の植わっている部分あるのですが、それ終わってしまって、少しの花が残っている程度なんですけれども、それをバックに写真を撮っていらっしゃるような観光客の方もいらっしゃいまして、いい場所なんですね。そこに放置車両が、本当にたくさんあります。中にはもう窓ガラスが壊されていたりとか、中がごみ置き場みたいな状態になっている放置車両が大変多かったです。その物揚げ岸壁の方については、やっぱり沼津ナンバーの車が11台ありました。ほかの地区の、いわゆる県外ですね、

県外の車が2台、これはもう完璧に放置車両とわかる車がありました。大変景観を損ねているというようなことは現場で見てきたわけでありませけれども、まずこれは従来から土木の、県の管轄ということで、河川管理者であります土木事務所をお願いをしてきた経過があるわけなんです。土木事務所の方では、その放置車両のことは十分承知をしているようでありますが、その処理、それから時間、費用ですね、それからまだナンバーがついているということは所有者があるという判断ですから、これは当然警察の方にも照会をして、所有者に通知をして自己判断でやってもらうという手続をとるわけなんですけれども、なかなか県の方でも、それをやるのに予算がつかないということで遅れてしまっている部分があるのですよね。

それで、実際にはこの放置車両につきましては、4年前ですね、16年12月に3台ほど、この物揚げ岸壁から処理をさせていただきましたけれども、その後に処理予算がつかないというのが土木の方のご返事でございます。19年のときには、沈没船が1回あったのですけれども、それも処理予算が2年越しで確保できて処理ができたというようなことで、この処理をする費用というのは結構かかる。それから、今言ったような所有者の確認までしっかり、警察を通じてやらなければならないということがなかなかできないというようなことでありますけれども、これにつきましても、当然答弁の中でもっと前向きな答弁をしるというような形に、先ほどご指摘されましたので、現実には、今そのあれをどうしようかという答弁は、ちょっと申しわけない、今の段階でできないんですが、早急にやはり担当者、それから土木、それから警察の方と当たって、現実的な答えをなるべく早いうちに議員の方にはお伝えできるような形で行動に移させていただきたいというふうに思います。

平滑川の川底の復元ということでございますが、確かにすばらしい景観の中で、川が若干いいときと悪いときがありますね。上げ潮のときにはごみが上がってきってしまうというような問題、それからやっぱり異臭があるというようなことで、この辺は前からの、いろいろな地元議員からのお話なんかもありまして、何とかならないものかというふうに考えていた部分でございますけれども、実際には、あそこの場合ですと、古い護岸ですから、やっぱり安定のために石積みのもをしっかりと固定させるというようなコンクリートを使わなければならないという部分もあるのですね。ですから、その辺が、地元の方々がじゃそれを例えば、やり方をどういうふうにしたら安全というものを考えたときにはできるのかなというようなこともありますので、地元の意向もまた聞かなければならないというふうになるかと思えます。

これもやはり河川管理者のあります土木ですから、聞きますと、今のところペリーロード

付近の平滑川の改修計画というのではないというようなご返事でありました。これも先ほど申し上げましたように、また再度こういう質問が出ているのでということで、確認をさせていただきたいと思います。

市内の小学校へのAEDの設置ということで、本年度というか、今回の議会でもご審議をいただくわけでありますけれども、中学校の方だけは何とか予算確保ができました。しかしながら、議員がおっしゃる小学校7校につきましては、20年度の予算ではつけられなかったわけでありますが、やはりいろんな市内の場所、それから高校、中学、だんだん下の方へというような順番になるうかと思えますけれども、反面、災害が起きたときには避難というものを考えると、心停止というのはそういう災害時にも結構事例としてあるんだよということを見ると、早いうちの設置ということも考えなければならないという思いを今持っているところであります。

高校定時制への補助金という中のご質問でありましたけれども、補助金の必要性ということで過去長い間あったような経過でありますけれども、私が市長になったときには、ゼロになっていたわけでありますけれども、そういう中で何年たつのですか、もう8年たっているわけなんですけれども、今回こういうところから、多分議員の方にも何かそういうお話があって補助金の復活ということなんでしょうけれども、大変難しいと思えますが、過去どのような経過でそういう補助金がつけられて、どういう経過で補助金がゼロになっているのかということは、担当課の方で調べてあると思えますので、お話をさせていただきたいと思えます。

国際カジキ釣り大会につきましては、今年、第30回の記念カジキ釣り大会が行われます。もう昨年からこの話をずっと関係者の方々から、来年はやるから盛大なものにしようということで、現実には経済効果というのは試算するだけで大体6,000万円ぐらい、あの4日間ぐらいの中であるのですね。よくその経済効果というのは掛ける2.5だよという数字が、多分先ほど言った、1億5,000万ぐらいの経済効果が下田に落ちるのではなかろうかというふうなことで、大変これは大きなイベントであろうかと思えます。現実には、大きなお金を市の方でかけるわけじゃありません。これはもう主催団体、それから関係者の方々の浄財でもって賄われる大会でありまして、しかしながら、これだけのものが全国でどうしても欲しいというのが下田でやられているということに対しては、やはり市民の方々がサポータークラブで、大変な協力をしていただいているということは伺っております。逆に、市民の方からは手が足りないよ、何とか市長、してよというようなことで、現在ボランティアのサポータ

ークラブも市の方でつくりまして、今個人的には40名ぐらい、このボランティアのほうに参加をしていただいております、団体では1社ということでありますけれども。こういうところにも呼びかける、あるいは市の職員にも積極的に、できるところは協力態勢をとるというような形でやりたいと思います。

それで、二、三日前に、観光交流課の窓口にこういうもの、第30回の国際カジキ釣り大会のパンフレットが置いてありましたけれども、大変立派な本ができていました。これをぱつとめくってみますと、64ページぐらいの本なんです、このうち41ページ分に下田関係のことが書いてあるのです。これはもう大変ありがたいことでありまして、下田の海のきれいさだとかいろんな関係が何ページにもわたって、こういうように大きなページを使って、下田のお店の問題とか黒船祭のPRとか、こんなふうに協力をしていただいている部分があります。ですから、3分の2が下田関係のことが出ているということは、こういう方々も下田に対する思いが大変強いということで、我々も逆に下田市民として、あるいは行政としてこういう厚意に、やっぱりこたえていく姿勢というものをしっかり、今年は第30回ということでございますので、とらさせていただきますたいと思います。

今年は、7月19日から22日の間に開催ということでございますので、そういう思いを持って対応していきたいと、こんなふうに考えております。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 下田高校定時制の補助金を復活していただきたいと、このようなご質問であったらと思います。議員から質問内容をいただきまして、引越して忙しい南高校の事務局に、その辺の経過等も確認をさせていただきました。昭和30年に定時制で学ぶ生徒への物心両面への支援、それから定時制教育の充実を図るためにということで、下田南高校定時制振興会という会が発足したそうです。

いつごろから、議員お尋ねのその補助金があって、何の履歴経たのかということで、その辺事務局の方にお尋ねをしましたところ、わかる範囲ということで38年から確認ができました。この時点で、市からは年間5万円の補助金が出ておりました。一番多いときで、先ほど議員お話のあったとおり、10万円という金額、それから最終11年度には7万2,000円という金額が補助金として支出をされております。

今、これをさらに復活していただきたいよということでありまして、近隣の様子はどうなのかと思っても、同じく分校の方にも確認をさせていただきましたところ、分校も同じく17年に補助金を廃止されているという内容でありました。こちらの方は多いときで40万円、

最終のときには26万円という金額だったそうです。

今、下田市、市長以下財政の再建が第一の眼目だということで頑張っているわけですし、この中断した補助金を今復活するのはなかなか困難ではなかろうかと、担当部局としては今考えざるを得ないと、そういう状況であります。

以上です。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） もう少し当局のほうから答えがあるのかなと思ったのですが、最初に、まずUターンについて再度質問させていただきます。

確かに市長が言うとおり、各店の雇用数が増えれば、そのしわ寄せで雇用の余地も出てきて、帰ってくる人間も多くなるというのは確かにわかりますが、それは将来的なことであると思います。現実的には、学校を出て帰ってくる方々の就職先を聞きますと、役所、銀行、介護施設、大体この3つしかありません、残念でなりませんが。ましてや先ほど出ました企業誘致に関しましても、下田は土地がありませんので、工場とかそういうような企業はかなり難しいことと思いますが、もう少し目先を変えて、広い土地も要らずに多くの雇用の可能性のあるような企業もさまざまあると思いますが、その点についてどのような考えをお持ちになっているかお聞きいたします。

そして、Uターンとともに、前回のときIターンのことにも触れましたけれども、Iターンについてはどのような形で進んでいるか、その辺もお聞きしたいと思います。

そして、前回のときにもまた言いましたけれども、市長の話ですと、市内の活性化は行政が指導してもうまくいかない、確かにそれはわかります。私ども商店が元気なころ、市長も一緒にやりましたけれども、そのころは市役所の力なんぞ要らない、おれらでやると、そのくらいな感じでいつもやっていたので重々わかっておりますが、もう現実的に、現状の市内の商店の力というのは本当に落ち込んでおりまして、こういうことをやろうという考えもまだできないような状況があります。そして、後継者がいるところは、まずほんの数件でありまして、またそういう企業は元気があり、いろんなことも考えておりますが、後継者もなく、かなり店主は高齢化して頭も回りません。提案したくっても提案ができないというのが現実であります。ですから、先日藤井議員が言いましたけれども、当局も一緒になってじゃなくて、せめて背中を押すぐらいのことはやってほしい、そういう話になりましたけれども、全くそのとおりでありまして、せめて背中を押すぐらいの形とか協力が欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、会議についてであります。私も漠然として、これといった目的みたいなのがないのが現実であります。その目的もその会議の中で出てくればなと思っておりますけれども、そこまでいくと本当に絵にかいたもちというか、途中で消滅する可能性も非常に強く思っておりますので、その辺も含めてちょっと企画財政の方と勉強させていただきまして、ぜひとも実現について向かっていきたいと思っております。

そして、川底の復元でありますけれども、先日の景観だったかな、出席したとき、木下先生の会議ですか、出席させていただいたとき、そのとき黒船社が、市長はご存じだと思いますけれども、今年の2月に発刊しました「下田ばなし」という中で、前回の、これも一般質問のときに言いましたけれども、「青い山脈」、1949年にできた「青い山脈」のことで、封切りされた。その中に、下田の本当に風景がいっぱい映っておりますけれども、建設課の課長さん見たことありますか。ないですか。なかなかすばらしい風情が残っていて、下田の北高とか、その中の紹介では下田の北高とか下田のまちなみがかなり映っているというふうで紹介されました。確かにそのとき、平滑川の川底が映りますので、ぜひその風情あるまちなみを見てほしいと思っております。

なかなか失ったものは、取り返すのは難しいですけれども、ぜひ川底なんぞは復元できるものでしたら復元してほしいと思っております。確かに石積みの形で、護岸的にもろいという部分もありますけれども、先日議員さんたちと視察に行った巴波川は、木で石積みの底を保護してあって、かなり景観的にもすばらしいなと思っておりました。多分、産業振興の課長さんに言わせると、金があれば何とでもできるということですが、それも含めてご検討のほどをお願いしたいと思います。

そして、AEDに関しましては、どういう答えなのかちょっとよくわからなかったのですが、すぐ設置してくれるということなのか、その後設置するという事なのかわからなかったので、一応それも質問いたします。

補助金は、今、復活するというのは本当に難しいということもわかりますので、その補助金に関しましては、こういう頑張っている方々もいるという認識をしていただいて、それでよいと思っております。

カジキにつきまして、ちょっと聞くところによるとサポート委員会ではかなり壮大な計画もあるということを言っていますけれども、それについてどのように考えているか。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） A E Dの設置をしてくれるのか、それはいつなのかという再度のご質問であったかと思うのです。教育委員会事務局としましては、実を言いますと、昨年でも、19年度予算に対して、ぜひお願いしたいという要求をした経過があります。20年の今予算審議をいただく段階で、中学校に4台という、今予算づけをすることで、この後また審議をいただくわけですが、ぜひ来年ですね、残り7台は絶対に確保したいと事務局は思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、議員からのご質問の雇用の創設の中で、Uターンも含め、Iターンも絡めて市内の経済の活性化のために、いわゆる下田市の地利的な、そういう意味ではマイナス要因といいますが、要するに平坦地がない、土地がないという現状の中で、いわゆる土地も余り必要なく、なおかつ、そういった意味では雇用を創設するような企業といいますが、そういった経済活動ができるようなものがないのかというお話でございますが、それにつきましては、現実的には非常に難しい問題があるかと思えます。従来から、当然市といたしましても、そういう新たな雇用の創設ができるような企業誘致というものはいろいろないかということで非常に検討、また研究も重ねてきたところであります。

そういう状況の中で、1つの案といたしましては、広大な土地がなくても、ある程度企業としての活用が望める一例としては、いわゆる研究施設とか、いわゆる教育施設等々についてはいかがかなというような発想もあったわけでございます。そういう状況の中で、できるだけ機会をとらえて、そういう場合には誘致をしたいという状況の中で、たしか上ノ山ですか、ふれあい学園の関係のいわゆる看護師の専門学校等々の計画があったときをお願いして、そういう実際に専門学校が誘致できたという実績もあるわけでございます。

いずれにしましても現実的な面をとらえますと、下田市のこの地理的、また交通的な要件を踏まえた上で、大規模な雇用を創設するような企業を誘致するというのは非常に困難な現状はあろうかと思えます。しかしながら、そうは言いつつも、先ほど市長が答弁したように、観光立市ということの中で、基幹産業である観光を、これ進展させるということも一つの雇用の創設にもつながりますので、そういう方向での検討を重ねていきたいというふうには考えております。

それから、Iターンの状況でございますが、Iターンにつきましては国の政策等もあります。やはりUターン、Iターン、Jターンいろいろありますけれども、いわゆる交流居住と

いう状況の中で、里山への、都会の定年を迎えた方々の誘致とかそういった形の中で、下田市に、いやしと自然と温泉を楽しみながら、末永く居住をしていていただきたいという意味を込めて、既にホームページ等で下田市の案内を出してあったり、いわゆる各地区の部落に入ったときに、実態的に生活上どういう、地域の習慣があるとかそういった紹介もさせていただいております。そういう活動は既に行っているところでございます。

それから、会議の設立につきましては、先ほど市長の方からも答弁がございました。いずれにしても、現状下田市の状況というのは、国の政策の方向性もありまして、いわゆる地方分権というものの、よその地域の住民との協働の中で、各自治体が自分たちの身の丈に合った、いわゆる自治運営をしなければならないという今実態がございまして、そういった意味では、市民の皆様方との協働というのは当然重要であり、また不可欠なものでありますので、その会議の重要性は十分、メリットはあると思っておりますので、その辺は先ほど市長が答弁したとおり、今後積極、前向きにそのような会議の設立を検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） サポータークラブのほうから大変大きな計画要望が出されております。これもカジキ釣り大会の活性化の一環としてのご要望、あるいは通年港湾地域の活性化ということでの要望でありまして、これは今現在何とか有利な国の制度がないかということで、今、前には名古屋の地域整備局の方にもお話をし、若干可能性があるかもしれないというご返事をいただいたものですから、先般2月28日に清水の港湾事務所の所長さんに、じかにその計画書をお渡しして、これを研究してみたいということで持ち帰りましたので、また近いうちに何らかのお話がこちらに来るかもしれません。やはり今の財政状況の中では、大きな投資、市の方で負担が余りあるものはできませんので、なるべく有利な制度ということでの選択の中に考えてみたいと、こんなふうに考えています。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） A E Dにつきましてですけれども、来年度はぜひという、要望するということですが、よく言われることですが、もし事故があって、ああ、中学校に行っていればよかったなと思われては、もうその時点では遅いわけです。子供たちの胸にボールが当たって心停止になるという話、心臓震盪と言うそうですけれども、過去10年間で22件あって、そのうち13名が亡くなっているということです。その13名の中に入らないように、で

きましたら、例えばレンタルとかそういう、レンタルですと5年レンタルで、保証金2万円、この2万円は5年後で返還され、月々の支払いが約5,000円、1台5,000円ということですので、小学校で失敗したそういうような形のことがないように、ぜひとも前向きな形でお願いしたいと思います。

それと、カジキにつきましては、本当によろしくお願ひしますということです。そして、一番欲しいのは平滑川の川底なんですけれども、市長の話ですと、県の計画はないということでしたけれども、何か聞くところによりますと、敷根川のような形で、真ん中に側溝みたいなのをやるふうに変えるという話も聞いたんですけれども、それはなくなったということによろしいですか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 敷根川のように、真ん中に今U字溝をするという計画は、ちょっと僕も具体的には聞いておりませんが、その方向ですと、今の話と若干逆行してしまうような気がしますので、そうじゃなくって、いかに自然景観を生かした、その地域に合ったまちなみの河川にしていくのかというご質問だと思いますので、それにつきましては、具体的にどこまで土木課ができるのか、どうしても恐らく補助事業じゃなくて県単独の維持事業になるかと思ひます。また、当然仮に過程で何かができるよとなった場合に、恐らく自然ということになりますと、今度は管理ということで、恐らく清掃とか、過去に、恐らく地域の方々を非常に清掃等で頑張ってくれた河川だと思ひます。そういったことがいろいろあって、いろいろ総合的に考えた中で、今の底をコンクリートにした経過もあるのではないかと思ひますけれども、また逆にそういった協力も、もしかしたら仰ぐような形の話になっていくかもしれませんが、いずれにしてもちょっと具体的な議論はまだしていませんので、また地域の方々、あるいは土木事務所の方々含めて、それでは、いかにして今後の下田市のまちづくりの中でそれをいかに、河川をどうしていくのかということは自分も頭の中に入っていますので、できる限りそういったことができるような形で議論はしていきたいと思ひています。

以上です。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） それにつきましてはですけれども、先ほどお答えがなつたのですけれども、ボックスカルバートにして、四丁目付近の冠水はクリアできたのか、解決できたのか、それについてちょっともう一度お願ひします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 冠水につきましては、基本的には現在のボックスカルバートの工事は、冠水対策の工事ではもちろんございません。道路改良の中で、あわせて河川を改良するという形ですので、抜本的な対策にはならないのではないかとと思います。ただ、現状の中で、河川形状が、非常に線形が悪い、クランクの形になっているとか、そういった部分を緩やかなカーブにしますので、そういったことでの流下の効果であるとか、あるいはその他広いボックスにするとか、波及効果が実は期待をしているという部分でございますので、全く今までどおりということは予定していませんけれども、どれだけ効果が出るかというのは、具体的な数値は、申しわけありませんけれども、述べることはできません。よろしくお願います。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） わかりました。それでは建設課長さんも景観について、非常前向きな形で取り組んでいますので、素晴らしい下田ができ上がることを期待しますので、これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、6番 岸山久志君の一般質問を終わります。

ここで、1時15分まで休憩いたします。

午後 0時11分休憩

午後 1時15分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第11号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第11号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページ、2ページをお開き願います。

1 ページは、議案の鏡でございます。

静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、組合が当該組合構成団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、当該組合を構成している地方公共団体の議会の議決を求めるところでございます。今回静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数が1団体それぞれ増減となり、それに伴い別紙2ページの内容のとおり組合規約を変更させていただくものでございます。

具体的には、平成20年3月31日をもちまして、静岡州市町総合事務組合から川根町が脱退するとともに、同年4月1日から同組合に静岡県後期高齢者医療広域連合が加入するものとし、このことに伴い静岡州市町総合事務組合規約について、所要の改正を行うものでございます。

提案理由は、市町の合併に伴う静岡州市町総合事務組合構成団体の脱退、同組合への新たな団体の加入等により、組合規約に所要の変更を行うものでございます。

ご承知のとおり、静岡州市町総合事務組合は、昭和37年に一部事務組合静岡州市町村職員退職手当組合として発足し、組合構成団体職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理してまいりまして、平成18年4月からは静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を統合するとともに、組合の名称を静岡州市町総合事務組合に変更して今日に至っておりまして、業務は構成団体に係る退職手当や公務災害事務の共同処理を行っているものでございます。

今回の変更は、先ほど説明申し上げましたように、本組合の構成団体であります川根町が島田市への編入合併により、合併の前日である本年3月31日をもって脱退すること、また県内のすべての市町で構成する静岡県後期高齢者医療広域連合が本年4月1日をもって、本組合に加入することに伴う所要の変更を行うもので、変更の内容は別紙2ページのとおりでございます。

説明に当たりましては、条例改正関係と説明資料をごらんいただきたいと存じます。お手数ですが、説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

奇数ページ、1ページは変更前、2ページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。3ページ、4ページも同様でございます。

まず、規約第2条でございますが、第2条中、「及び」を「並びに」に改め、一部事務組合の次に、「及び広域連合」を加えるものでございます。

第5章につきましては、章名の全部を改めるものでございまして、「第5章 市町及び一

部事務組合の加入及び脱退」を「第5章 市町並びに一部事務組合及び広域連合の加入及び脱退」に改めるものでございます。

次に、別表の改正でございますけれども、別表第1は、組合構成団体を列挙した表でございます。別表第1中「、川根町」を削り、「湖西市・新居町広域施設組合」の次に「、静岡県後期高齢者医療広域連合」を加えるものでございまして、団体総数69団体に変更はございません。

続きまして、別表第2でございますが、別表第2のうち、第3条第1号に関する事務とは、組合構成市町職員の退職手当の支給等に関する事務でございます。この表から「、川根町」を削るものでございます。

また、別表第2のうち、第3条第2号及び第3号に関する事務とは、地方公務員災害補償法に基づく議会議員、その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務及び公立学校の学校医等に対する公務災害に関する事務でございます。別表第2中の第3条第2号及び第3号に関する事務を共同処理する構成団体から「、川根町」を削り、新たに「、静岡県後期高齢者医療広域連合」を加えるものでございまして、団体総数に変更はございません。

それでは議案に戻っていただき、2ページの附則でございますが、施行期日につきまして、この規約は、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第11号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第12号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第12号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

議案件名簿の3ページを開いてください。

本件は、平成20年4月1日から榛原郡川根町を廃し、その区域を島田市に編入することに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

地方自治法第1条の3、地方公共団体の種類には、普通地方公共団体と特別地方公共団体がありまして、普通地方公共団体には都道府県及び市町村、特別地方公共団体には特別区地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団となっております。この地方公共団体の組合員の中に一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合がありまして、先ほど総務課で説明しました規約変更は一部事務組合、本上程議案は広域連合であり、平成19年2月に設立しました静岡県後期高齢者医療広域連合を構成する島田市、川根町の合併編入による地方公共団体の数を減ずるため、議会で審議していただくというものでございます。

なお、地方自治法291条の11の規定とは、「広域連合は構成団体の数の増減や処理する事務又は規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と定められているものでございます。

提案理由ですが、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するためでございます。

簡単な説明でございますが、以上で議第12号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第13号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

税務課課長補佐（鈴木俊一君） それでは、議第13号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の4ページをお開きください。

本議案は、さきに議決いただきました静岡県後期高齢者医療広域連合に関する議案と性格を同じくするものでございまして、平成20年4月1日から榛原郡川根町を廃し、その区域を島田市に編入することに伴い、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少することについて、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するためでございます。

現在の静岡地方税滞納整理機構は島田市及び榛原郡川根町を含んだ広域連合となっているため、広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、当広域連合を組織する関係地方公共団体と協議を行う必要があるため、地方自治法の規定により今回提案するものでございまして、その要件等については、さきに議決いただきました静岡県後期高齢者医療広域連合の議案の際に説明をいただいた部分と性格を同じくするものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論がないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康増進課長（河井文博君） それでは、議第14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の5ページをお開きください。

下田市後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成18年6月14日、医療制度改革関連法が国会で可決、成立しました。これにより老人保健制度で医療を受けていました75歳以上、また65歳以上で、一定の障害がある人は、平成20年4月1日から新しい後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。この制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行うこととなり、静岡県では42市町が加入する静岡県後期高齢者医療広域連合が、平成19年2月1日に成立いたしました。

後期高齢者医療制度の概要を説明させていただきます。

さて、後期高齢者医療制度ですが、これは高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、独立した医療制度となっており、目的は財政運営の責任主体を明確化するとともに、高齢者医療の支えである現役世代の負担の明確化・公平化を図るものでございます。

対象は75歳以上の高齢者、65歳以上75歳未満で寝たきり等の一定の障害がある者、現在の老人保健と同じでございます。

財源は医療費のうち、被保険者が医療機関で支払う窓口負担を除く公費が5割で、各医療保険、これは健康保険組合とか国保等からの支援金が4割、残り1割を被保険者から負担していただくものでございます。

保険証は各人が1枚ずつ、施行日は20年4月1日から。運営主体は県内の全市町が加入す

る広域連合でございます。

保険料については、被保険者一人一人に対し、保険料を賦課、徴収するものでございます。

保険料は所得割と均等割の合計額、所得が6.84、均等割が3万6,000円、限度額が50万円となっております。所得は旧ただし書き方式といたしまして、下田市の国保と同じでございます。

徴収方法は、年額18万円以上の年金受給者を対象とした特別徴収、介護保険料額が年金額の2分の1を超えた場合は、普通徴収となります。短期保険証、資格証明書を発行することとなっております。

保険料の減額ですが、7、5、2という形で、保険料を減額することになっています。

これまで被用者保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった者の所得割と均等割のうち、所得割は2年間は課税しないで、均等割を2年間のうちの最初の半年間は無料、残りの6カ月は1割負担、残りの1年は5割負担の緩和措置となっております。自己負担割合については、現行老人保健制度と同じ現役並みが3割、一般と低所得者は1割となっております。高額療養費についても、現行の老人保健制度と同じ仕組みとなっております。

広域連合と市町村の事務の負担については、広域連合の仕事は、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、保険事業を行うこととなっております。市町村の事務は保険料の徴収、収納、被保険者の資格管理に関する申請とか届け出の受付、被保険者証及び資格証明書の引き渡し、被保険者証及び資格証明書の返還の受付、医療給付に関する申請及び届け出の受付並びに証明書の引き渡し、保険料に関する申請の受付、これらの後期高齢者医療制度の事務を市で行うこととなっております。この事務を行うための条例を別紙のとおり制定するものでございます。

詳細については、条例改正と関係説明資料5ページから28ページに詳しく解説されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

議案件名簿の6ページ、次のページでございます。

下田市後期高齢者医療に関する条例ですが、目次といたしまして、第1章の総則、2章は保険料、3章が雑則、4章は罰則で、この4章と附則から構成されております。

それでは、第1章、総則では、第1条、趣旨となっております。下田市が行う後期高齢者医療に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例に定めるものによるとなっております。

第2章は保険料でございます。高齢者医療確保法第50条では、被保険者を定めてありまして、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者が被保険者、65歳以上75歳未満の厚生労働省令に定めるところにより、政令に定める程度の障害の状態にある旨とわかれております。

このように、静岡県後期高齢者医療広域連合の被保険者を定め、これらの被保険者から各市町が徴収する被保険者を第2条に規定しております。

第2条は、本市において保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者となるっており、1号は、市内に住所を有する被保険者、2号は、法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。で）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市内に住所を有していた被保険者となっております。

これは、住所地特例と言われておりまして、病院または施設に入院等をする目的で住所を変更した場合、変更以前の住所地形の後期高齢者医療広域連合の場合に、他の広域連合の被保険者とするものでございます。

法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2つ以上の病院等のうち、最初の病院等に入院をした際、市内に住所を有していた被保険者が55条の2項の第1号でございます。継続して入院している2つ以上の病院に順次入院したそれぞれが、住所を順次変更したと認められるときは、これを特定継続被保険者は、最初入院した前の住所が他の後期高齢者広域連合の場合には、前の被保険者となるもので、前の住所地で徴収されるというものでございます。

4号は、法55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者。

法の第55条第2項第2号というのは、継続して入院等をしている2つ以上の病院等のうち1の病院から継続して他の病院等に入院すること、（以下この号においては「継続入院等」という。）により当該Iの病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったことが認められる被保険者であって、最後の病院で行った特定住所変更に係る継続入院の際他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものでございます。

第3条の納期で、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、8月15日から月末ま

での第1期から3月までの年間8期と定めます。

第2項は、市長は、前項の納期によりがたいと認められるときは、前項の規定にもかかわらず、別に定めることができるものということで、災害等により納期限内に納められないことがあった場合が考えられます。

第3項は、前2項の規定する納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、またはその分割金額が100円未満であるときには、第1期の分割金額に合算し、市民税や国保税と同じ方法で分割処理するものでございます。

第4条は、過誤納に係る保険料の還付又は充当の規定で、保険料に過納または誤納があったときは、地方税法17条の2の規定の例に倣い、過納または誤納に係る保険料を還付し、または未納に係る保険料に充当するものでございます。

5条は、還付加算金で、前条の規定により保険料の還付や未納に係る充当をする場合にも、地方税法第17条4の規定の例により、還付や充当金に還付加算金を加算するものでございます。

第2項は、還付加算金の計算の方法で、これも地方税法第20条の4の第2項の規定の例により、保険料の基礎額が1,000円未満やその全額が2,000円未満の場合には、全額を切り捨てるものでございます。

第3項は、前2項により算定された還付加算金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満の場合には、端数金額または全額を切り捨てるものでございます。

第6条は、延滞金等。普通徴収の方法によって保険料を納期限までに納めない場合には、下田市賦課徴収条例の例により督促手数料や延滞金を徴収するもの。

第2項は、徴収した延滞金は、静岡県の後期高齢者医療広域連合に納付するとするものでございます。

第3章は雑則で、第7条において、市において行う事務を規定しております。

市の事務は保険料の徴収や被保険者の便益に寄与する事務を行うこととなっております。平成19年の政令第318号第2条には、法第48条に規定する政令で定める事務となっており、申請や交付、還付などの窓口事務に係る9項目が、または政令第318号の6条及び第7条の事務のほか、次の1号から10号までの事務を行うものでございます。

法1号は、法137条第1項は資格や保険料の審査権、調査権、2号は、法第138条第1項は被保険者からの資料の提供、3号は、葬祭費に対する申請書の受付、4号は、保険料等が定まったときの通知書の引き渡し、5号は、徴収猶予に係る申請書の受付、6号は、徴収猶予

に係る申請に対する処分に係る通知書の引き渡し、7号は、減免申請等の受付、8号は、減免通知書に対する処分に係る通知書の引き渡し、9号は、保険料申告に対する受付、10号は、上記事務に付随する事務となっております。

第8条は、任意規定で、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとございます。

第4章は、罰則となっております。

第9条の過料で、被保険者は正当な理由がなく、文書や物件の提示を求められ、これを拒んだり、答弁を求められてもこれに従わず、または虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料にするものとございます。

10条は、不正の行為により保険料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍相当額以下の過料とするものです。

第11条は、前2条の過料について、情状により、市長が定めるとし、第2項は、納入通知書に指定する納期限は、発布の日から数えて10日以上経過した日とするものとございます。

附則で、施行期日として、第1項、この条例は、平成20年4月1日から施行するとし、第2項は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期で、平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとし、第1期及び第2期に係る納期は設定しない。

この解説でございますが、法99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者とは、健康保険とか船員保険、共済組合等の被扶養者が制度改正により被保険者となった場合、2年間所得割額も賦課されず、均等割は2分の1の額が賦課されることになっていました。与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームによってまとめられた「高齢者医療の負担のあり方について」（平成19年10月30日付）、「後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる者（被用者保険の被扶養者）の保険料負担については、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとしているが、さらに、平成20年4月から9月までの6カ月間これを凍結し、10月から平成21年3月までの6カ月間を9割軽減とする。この措置に係る財源措置は国が負担する。」との考えが示され、政府もこの方針となったものとございます。

この決定より、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、第1期及び第2期について保険料の徴収が行われないこととなったため、第3期の平成20年10月15日から平成20年10月31日より8期の、平成21年3月15日から平成21年3月31日までの納期が定められてお

ります。

3、第3項及び第4項は、第2項の規定に伴う当該条文の読みかえ規定です。第3項は普通徴収の納期、第4項は納期ごとの分割金額の端数の規定です。

以上、議第14号 下田市後期高齢者医療に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 大変な条例であるというぐあい、第一の感想であります。年金から徴収されない18万円以下の年金の人たちのこの保険料を、8期に分けて徴収するという条例ではありますが、この対象になる方は何人で、金額が幾らくらいになるのかということが第1点の質問であります。

そして、この方々は年金も18万円以下というようなことになるわけですから、当然7割、3割、2割の減免の規定が、対象になる方が多いかと思うわけですが、この減免との関連がどのようになるのかという点が第2の質問であります。

そして、第4条に、過料に係る保険料の還付または充当という項がありますが、この項については、そうしますと年金から徴収された人の過誤納も下田市が扱うようになるのかと、市の方で下田市の保険者であるとすれば、その還付も直接広域連合からではなく、市を通じて行うようになるのかと。

さらに、滞納者については、国保と同じように資格証明書、あるいは短期の証明証を出す、こういうことではありますが、この点については国会の論議の中でも、たしか安易にそういう資格証明書等は出すなということであったかと思うわけではありますが、結局10割、全部立てかえなければならぬというようなことになりますと、高齢者がお医者さんに行くことを差し控えると、こういうことがないように、医療制度であれば必要なときにお医者さんにかかる、こういうことが必要かと思いますが、それらの規定が全くこの条例に入っていないと。

それから、全国的には数は少ないのかもしれませんが、広域連合、法に規定されたものだけでなく、自治体としてこの支援をする、減免をするという規定を設けているところがあるやに聞いておりますが、実態はどうなっているのかと、そして下田市はなぜそういうことを検討をしないのかという点についてお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） まず1番目の年金から徴収する方は、18万円以上もらっている方ということで、18万以下の方は普通徴収ですということです。要するに年金が少ない方ということなんですが、8割ぐらいというふうのうちの方では読んでいます。要するに年金から徴収する人は、大体8割ぐらいいるだろうと。あと2割ぐらいが普通徴収になるのではないかというような形で踏んでいます。

2つ目の質問が、ちょっとわからなかったのですが。

〔発言する者あり〕

健康増進課長（河井文博君） そのぐらいになるではないかというふうに。まだ計算していませんので、それは、本算定が来ないとちょっとわからないのですけれども、大体県の方の試算ですと平均で6,200円ぐらいというふうな形で言われていますので、そのぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。

それから、年金から徴収したのについて過誤納が出たらどうするかということで、過誤納については、これはうちの方ではなくて、広域の方でやる、要するに県の方でやるのではないかというふうに思っていますけれども、ちょっとその辺については、まだちょっと把握が足りていないかもしれません。

それと、短期保険証はどうするのかということです。短期保険証とか資格証明の話ですね。これは広域連合、これはしっかりやるというふうになっております。短期保険証、資格証明書は、うちの方の税務課と同じような国民健康保険と同じような形で、広域連合についても、後期高齢者についても実施すると。ですが、むやみやたらにじゃなくて、しっかり調査をした上で、その生活のぐあいとかなんかを見ながら。徴収猶予とかそういうものについても、県の広域連合の条例の方にそれがありますから、そちらの方で判断してやるというふうな形になると思います。うちの方じゃないかもしれません。

下田市の今回の条例は、あくまでも2条の徴収という大事なところが一番、徴収はどういう人からお金を徴収するのかと。それは75歳以上の下田市の住民であるとかという部分と、第7条に関するところの下田市がやる仕事の部分、これがほとんどのこの主な条例の内容になっているのじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 先ほどの説明の中で、資格証明及び徴収ですね、それから、ですから

この保険証の交付等は、この被保険者の交付等は下田市が行うと、市で行うと、こういうことですので、当然その資格証明や短期の保険証についての交付も、下田市が行うということになると思うのです。直接、その広域連合が下田に窓口を持ってやるというなことはないのだろうと、こう思いますけれども、その点はどうなのか。そして、そうであれば、その資格証明を本人の渡すか渡さないか等々の判断は、下田市がある一定、そこに余裕があるのかと、あるはずじゃないかと。一方的に規定がこうなっているのということで、本人の状況も把握し判断をしないで、滞納しているからと言って、一方的に資格証明を出すというようなことであっては僕はいけないと思うわけです。そういうクッションとして、下田市がそういう証明や資格証明を出すということになるんじゃないかと。そうであれば市としての一定の判断が、対応がそこでできるのではないかと、こういう思いがあって聞いているわけでありましてけれども、その点はどうかと。

それから、この第4条の規定からいきますと、過誤納の規定をしていますので、それは普通徴収になったものの過誤納だけというような規定ではないと思うわけですね。だから、年金から特別徴収した過誤納金もここで扱うのじゃないかというような判断ができるわけですがけれども、どうなのか確認をいただきたいと思います。

それから、先ほど言いました、市としての特別な軽減措置、広域連合だけではなくて、独自に対応して支援をしていると、お年寄りに支援をしているという自治体があると思うのですがけれども、そういうものは把握しているかどうか。把握していれば、こういうケースがありますよということを、ご紹介をいただきたいと思います。

それから、なお、ですから年金ということから考えますと、18万円以下の年金ということからいけば、月に割れば幾らになりますか、1万5,000円あるかないかの人たちから6,300円、介護保険と合わせると約1万徴収すると、こういうことになると思うわけです。1万二、三千円の年金しかもっていない人から1万円を徴収すると。その事務を市町村がやりなさいと。徴収のしやすい年金の部分は広域連合がすべて天引きでやりますよと。こういうシステムになっているわけですから、やはりそれは広域連合にも言うべきことはちゃんと言うべきじゃないかと。そういう中で滞納が増え、資格証明書を発行しなければならない事態というのは想定ができるのじゃないかと思うわけです、いっぱい出てくるという。1,500人の被保険者のうち、その半数近くが滞納になる可能性というのは十分あるのじゃないかと、こう思うわけです。ひとり暮らしのお年寄りから徴収すると、1万二、三千円しか収入のない人から1万円徴収するのだと、こういう過酷な状態が目に見えているのじゃないかと思うわけで

す。

ですから、特別な市としての軽減措置、ないしは支援策を実施すべきだと。そしてまた、8期に分けて、国保の場合は、下田は10期に分けていますよね。途中からだから、本来10期だけれども、8期になっているのか、その期数が8期にしたということの根拠があれば、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 短期保険証とか資格証明書の件については、広域連合の方でという話になっておりますので、もちろん窓口はうち方の徴収の方がやりますので、その辺も現場へ行って、困っている方についてはその事情等を聞いて、資格証明を外したりとかということは、税務課と同じような形でやるような格好になると思います。どうしても無理やり大変な人からお金を取るというようなことはしないというふうに思います。それはみんな、どこも同じでございます。

それから、6,200円という話は1人当たりの、それはあくまでも平均ですから、1人大体2,000円ぐらい、7、5、2という割合で、7割軽減されることになっていきます、所得の少ない人は。ですから、もっとずっと少なくなる。1月当たり2,000円ぐらいになるのじゃないかと思えますけれども、そのぐらいの金額になると思います。

8期については、これは別に下田市が定めたというんじゃなくて、最初、当初は県の方からのものは9期で来たのですが、8期という形に変えました。根拠というのはちょっとよくわかりませんが、8期に。これは市町村みんな、同じ条例になっていると思いますので、8期とか9期とか10期、市町村によってばらばらということではなくて、皆さん、各市町村8期になっていると思います。これは広域連合の大体の決まりというのですか、条例がこういう形で標準がつくられてきますので、ほとんどの市町村、ほとんどというか、8期になっていると思います。

〔発言する者あり〕

健康増進課長（河井文博君） それについては、まだできたばかりですので、ちょっとわかりません。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 一応、わかりました。ただ、下田市の条例でありますので、全体的に、同じような8期にしているという事情はわからないわけじゃありませんけれども、本来の原則からいえば、何期にするかというのは、納期までに納めればいわけですから、広域連合

の方には。何期にするかというのは、これは下田の事情によって期数を決めることが私はできるのじゃないかというぐあいに、意見として言わせていただいて終わります。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） この後期高齢者の医療制度の問題は、12月の、この市議会でも「市議会旬報」というのが、全国の、これこうやって詳しく書いてあるのですけれども、これは福田政権で、国民の生活に重点を置くということで、1年間の猶予で見直し、70歳から74歳の医療費の自己負担を1年間凍結するというようなことで猶予を設けたわけですね。この問題で、全国から約91の見直しの意見書が出されているのですよね、91件の、全国から。その問題は、じゃ本質は何かというと、高齢者……

議長（増田 清君） 済みません、マイク使ってください。

9番（増田榮策君） 高齢者の生活実態を反映した保険料になっているかということなんですよ。確かに静岡県は他県から比べると多少は安いのですよね。ところが、このあれを見ると、普通徴収に係る保険料、納付義務の項目を見ると、普通徴収によって滞納した場合は、配偶者の方から取るというようなことになっていますよね。配偶者の方から連帯して納付の義務を負うということになっていますよね。そうすると、下田市の実体経済からして、かなりの滞納が今後出てくるのじゃないかなということを僕ちょっと心配しているのですよ。それがまず、聞きたいのが1点。

2点目は、意見書を出したこの中で、制度そのものの問題点として、高齢者の意見を反映できる仕組みかなということがあるのですけれども、意外とこの周知徹底して、まだこれ知らない方がいるのですよね。どのように市民の対象者に、被保険者に周知徹底させるかというのが、僕は問題になると思うのですけれども、その点どういうふうにするかということ。

それから、もう一つは、施行規則の第7条関係を見ると、ほとんどの提出の受付、証明証の引渡し、発行、返還の受付というのは、これはもう市の窓口がやることになると思うのですね。この今の課の窓口で、受付で人員を配置しなくて、こういう支障はなく通常の業務ができるかできないか、その辺をちょっと。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 先ほど連帯納税義務という話がございました。滞納がということですが、後期高齢者は約4,000人です。後期高齢者は約4,000人でございまして、全体納税義務というのは確かに厳しいというのが。もしそういう事情があって、だんなが滞納したら奥さんの方から取る

という話になるわけですね。まだ、その辺が実際、法的にはそうかもしれませんが、金額も安いですし、料という形のものでから2年間で時効になります、税と違いますのでね。その辺が、もし生活等かんがみてどうしてもという場合は、時効に持っていくこともあるかもしれませんが。その辺はちょっとわかりませんが、生活状況に応じてです。

高齢者の意見を反映されている、要するに高齢者の周知徹底はどうなっているのかということですが、きのうもチラシが出ました。最近をよくみのもんださんなんか、後期高齢者ひどいなというようなことを朝やっていますけれども、これはあくまでも、要するに政府が、年寄りが去年までは医療費が30億、下田市の場合はかかっていたわけですね。大きなお金がかかるから、若い人からみんなから取るばかりじゃ、若い人が疲弊してしまうから、年寄りも1割ぐらい負担してくれと、そういうような形で法律ができてきたのじゃないかと思えますけれども、今までただだったものが、取るよという話になりますと、それはやはりお年寄りも大変だよという話が出てくると思います。テレビとか新聞とかチラシとか、そういう形で、今盛んに4月1日からという話が出てきていますので、だんだんわかってきていると思えますけれども、一生懸命周知をするような形にしたいと思えます。

それから、規則7条の関係の、窓口の関係ですね。この窓口は、まだやってみないとわからないですけれども、大体4,000人ぐらいしかいないので、その中のお年寄りって、そんなに移動はないのかなという形があります。ですから、平成13年までの年金の扱い方と大体後期高齢者同じで、年金もその当時はお金をもらいに行っていて、国の方へお金を出して、窓口は一生懸命それなりの対応をしていたというような形で、あれと大体同じような仕組みで窓口対応をするのかなというふうに思っています。何とか行けるのじゃないかというふうな形で2人、今、後期高齢者の職員いますから、やっていくんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） この後期高齢者の経過措置というのは、今後どうなるかまだわからないですよ、はっきり言って。6カ月の軽減措置を設けたりしていますよね。これ、今後またいろいろ国会で議論するのだろうけれども、またこれが再燃して、何かあれした場合は、かなり混乱する可能性はあると思うのですよ。

問題は、先ほど言った納付義務を連帯して負うということ、これ延滞金をつけて徴収することになるわけですよ。督促するのにも、また督促を上乗せしてやることになるのだけ

れども、4,000人と言いますけれども、下田の経済で、やっぱり所得の72%が200万以下なんですよ。そのうちの約40%ぐらいが100万以下なんですよ。ほとんどの高齢者が、今からいったら、僕は非常に混乱してびっくりするじゃないかなと、本当に、本格的に始まった。ですから、僕はやはり市の体制として、市の方から接近して、もっと住民にPRする必要があるのじゃないかなと思うのですけれども、この点、実施するかしないかちょっと。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） ありとあらゆる機会に、この辺のPRをしていきたいというふうに思っています。年寄りですので、なかなか受ける方もすっと入ってくれるかどうか分かりませんが、健康増進課としてはPRに一生懸命努めていきたいと、こういうふうに思っています。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時 5分散会